

欠損金の繰戻しにより法人税の還付を受けた場合の法人の県民税・事業税の申告について

平成 21 年度税制改正により、中小法人等の平成 21 年 2 月 1 日以降に終了する事業年度において生じた欠損金額について、法人税の繰戻還付が認められることとなりました。

法人の県民税・事業税の申告書の提出にあたっては、次の点にご注意いただき、今期以降の申告をお願いします。

1 留意点

(1) 法人事業税

法人税の繰戻し還付の基礎となった欠損金額については、法人の事業税では還付制度がないため、常に繰越控除の対象となります。

複数事業年度にわたり控除する場合は、法人税の繰越控除と別途整理しておく必要があります。

(2) 法人県民税

欠損金の繰戻しにより、法人税額の還付を受けた場合は、当該還付法人税額を限度として計算した額を、その後の各事業年度(7年)における法人税割の課税標準となる法人税額から控除することとなりますのでご注意ください。

2 添付書類

法人の県民税・事業税の繰越控除には、申告書の他に次の書類を御提出ください。

(1) 「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書」

(第六号様式別表二の三)

(2) 「欠損金額等の控除明細書」(第六号様式別表九)

(3) 「欠損金の繰戻しによる還付請求書」(写し)・・・前期法人税で請求したもの

* (3)については、添付義務はありませんが、繰越金等の事務処理上必要になりますので、ご協力ください。

3 申告書、添付書類の記載例について

下記事例について、裏面の記載例を参考にしてください。

想定事例

今回申告事業年度	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
欠損事業年度	平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
繰戻還付対象事業年度	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
繰戻還付対象事業年度の課税所得金額	4,000,000 円
繰戻還付対象事業年度の法人税額	880,000 円
欠損事業年度の欠損金額	3,000,000 円
今回申告事業年度の繰越欠損控除前所得	2,000,000 円
今回申告事業年度の法人税額(法人税率 18%)	360,000 円
法人税における欠損金の繰戻しによる還付税額	660,000 円

「法人税の繰戻還付」を受けた場合の「法人事業税・法人県民税」の「確定申告書」、「添付書類(別表)」の記載例
(今回申告事業年度:平成21年4月1日～平成22年3月31日)

1 欠損金額等の控除明細書(第六号様式別表九)

(法人事業税の添付書類)

事業年度	控除未済欠損金額 又は控除未済個別 欠損金額	当期控除額	翌期繰越額
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	
平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	3,000,000	2,000,000	1,000,000
当期分			
計	3,000,000	2,000,000	1,000,000

法人事業税においては、平成21年3月期の欠損金額を繰越したため、この期に欠損金の控除を行います。

2 控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書(第六号様式別表二の三)

(法人県民税の添付書類)

事業年度又は 連結事業年度	控除対象還付 法人税額又は 控除対象個別 帰属還付税額	みなし配当 金額のうち 還付を受け た額	既に控除を 受けた額	控除未済額	当期控除額	翌期繰越額
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円	
平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	660,000			660,000	360,000	300,000
当期分						
計	660,000			660,000	360,000	300,000

平成22年3月期の法人税額から控除

欄に法人税額から控除する還付法人税額を記載します。

3 法人事業税・法人県民税確定申告書(第六号様式)

(事業税)

摘要	課税標準	税率(100)	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によ って計算した法人税額	兆 十億 百万 千 円
所得金額総額(33)	兆 十億 百万 千 円			法人税法の規定によ って計算した法人税額	3,600,000
所得割				試験研究費の額に係 る法人税額の特別控 除額	
軽減税率不適用法人 の金額(38)	0,00			みなし配当の25%相 当額の控除額	
付加価値額総額(39)				還付法人税額等の控 除額	3,600,000
付加価値額(40)	0,00			退職年金等積立金に 係る法人税額	
資本金等の額総額(41)				課税標準額となる法 人税額又は個別帰属 法人税額	0,00
資本金等の額(42)	0,00			2以上の道府県に事 務所又は事業所を有 する法人における課 税標準額となる法人 税額又は個別帰属法 人税額	0,00
収入金額総額(43)				法人税割額 (又は $\times \frac{100}{}$)	0
収入金額(44)	0,00			外国の法人税等の額 の控除額	
合計事業税額(37)+(40)+(42)+(44)又は(38)+(40)+(42)+(44)				仮装経理に基づく法 人税割額の控除額	
				利子割額の控除額 (控除した金額(20))	
				差引法人税割額	0,0
				既に納付の確定した 当期分の法人税割額	0,0

⑦欄から転記してください。法人税の所得金額と異なることがありますのでご注意ください。

法人税と異なり、欠損金額の控除明細書(第六号様式別表九)に記載した控除額を記載します。

所得金額の計算	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(31)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(42))	兆 十億 百万 千 円
加算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額	2,000,000,000
減算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	
	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	
	繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	2,000,000,000
	所得金額差引計(65)+(66)+(67)-(68)-(69)-(70)	0
	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(39)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(47))	2,000,000,000